

せいさんせいこうじょう ししん 生産性向上のための指針

ゆうげんがいしゃ そうせいかつかんきょううんえい
有限会社 創生活環境運営

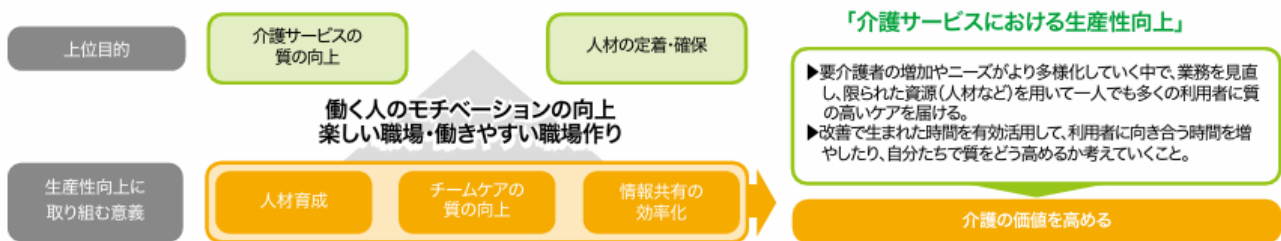
1. 総則

「一人でも多くの利用者に質の高いケアを届ける」という介護現場の価値を重視し、介護サービスの生産性向上の「介護の価値を高めること」を目的とする。介護の仕事の価値を高める取組は、人材育成とチームケアの質の向上、そして情報共有の効率化である。これらを生産性向上に取り組み意義とし、介護サービスの質の向上と人材定着・確保を目指す。

2. 介護施設における生産性向上の考え方

介護サービスの生産性向上とは「一人でも多くの利用者に質の高いケアを届ける」という介護現場の価値を重視し、「介護の仕事の価値を高めること」と定義する。例えば、テクノロジーの導入により、記録や申し送りなどの間接業務や、見守りや巡視といった間接介助を短縮し、利用者とのコミュニケーションを充実させるなど、直接介助の時間を増やすことでサービスの質を高めることに繋がると考える。そのようなとらえ方は、利用者について新しい発見をしたり、異常の早期発見、仕事の意義を再認識したりするなど、自らの仕事へのやりがいや楽しさを実感し、モチベーションを向上させることにも繋がると考える。

厚生労働省老健局（介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）より



3. 生産性向上の目的

- 専門性を高めること＝働くモチベーションが向上すること
- 仕事の価値が見えてくること＝仕事に向き合う姿勢を改善すること
- 仕事の負担と負担感を減らすこと＝利用者の存在を支える仕事であること
- 適切な作業をより省力化すること＝チーム意識を高め、ケアの促進を図ること

4. 生産性向上委員会その他施設内の組織に関する事項について

(1) 委員会の目的

介護の質を維持・向上させつつ、日々忙しい介護現場の職場環境をより働きやすく
変えていくための対策を検討する「生産性向上委員会」を設置する。

(2) 委員会の構成

- | | | |
|-------------|-----|----------|
| ・責任者（委員長） | 取締役 | ・事業所管理者 |
| ・事業所介護員リーダー | | ・介護支援専門員 |

(3) 委員会の業務

生産性向上委員会は、定例開催(3ヶ月に1回)の他、必要に応じて開催し、次に掲げる
事項について検討を行う。

- ① 見守り機器、介護記録ソフトを利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保。
- ② 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③ 機器不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携）
- ④ 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する研修等の
実施

また、業務改善に向けた以下の取り組みを行う。

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 職場環境の整備 | 5. 情報共有の工夫 |
| 2. 業務の明確化と役割分担 | 6. OJTの仕組み作り |
| 3. 手順書の作成 | 7. 理念・行動指針の徹底 |
| 4. 記録報告様式の工夫 | |

(4) 職員研修の実施

施設の職員に対し、業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るため、研修
を年1回定期的に実施する。また、外部研修にも積極的に参加する。

5. 生産性向上のための手順

(1) 改善活動の準備

・改善活動に取り組むプロジェクトチーム（生産性向上委員会）を立ち上げ、責任者を
プロジェクトリーダーとする。

・経営層から事業者全体への取組開始を宣言する。

・介護分野における生産性向上の取組の進め方「手順1」を通じ、背景を理解し、取組意欲を高
める。

(2) 現場の課題を見える化

- ・介護分野における生産性向上の取組の進め方」手順2で生産性向上の一連のプロセスを学ぶ。
- ・課題を見える化し、取り組む課題を洗い出す。
- ・業務を定量的に把握する。

(3) 実行計画を立てる

- ・解決する課題を絞り込み、プロジェクトチームで意見交換を行うことで、優先的に取り組むべき課題を決定する
- ・課題解決のために必要な取組内容や職員の役割を決定する

(4) 改善活動に取り組む

- ・まずはとにかく取り組み、試行錯誤を繰り返す。
- ・大きな成功は小さな成功の積み重ねから生まれるため、まずは小さな成功事例を作り出す。
- ・取組の前後に、課題を把握する。

(5) 改善活動を振り返る

- ・取組の途中経過を把握し、改善活動におけるゴールを達成するために必要な軌道修正を図る。
- ・取組の成果を検証する。

(6) 実行計画を練り直す

- ・上手くいった点、上手くいかなかった点について分析を加える。
- ・優先度が低いと位置付けた課題を含め、改めて取り組む改善活動を検討する。
- ・実行計画の取組期間を含めて、1年を目安にPDCAサイクルを回し、改善活動を継続させる。

6. その他

(1) 介護分野における生産性向上の取り組みを進めるにあたり、厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき業務改善を行っていく。

(2) 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ①本指針は書面として備え置き、利用者または利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。
- ②当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

付則

令和8年 6月 1日 施行